

防府市広告掲載審査委員会設置要綱

平成19年7月18日制定

(設置)

第1条 この要綱は、防府市広告掲載事業実施要綱（平成19年8月1日施行）第8条の規定に基づき、広告掲載事業の公共性及び中立性を確保するとともに、当該事業の円滑かつ効率的な実施を図るため、防府市広告掲載審査委員会（以下「委員会」という。）の設置等について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 所管課が定める募集要項、基準等の審査に関する事項
- (2) 広告主の選定に関する事項
- (3) 広告の内容、デザイン等の審査に関する事項
- (4) 広告掲載事業実施要綱の改廃等に関する事項
- (5) 広告掲載事業の進行管理に関する事項
- (6) その他事業の実施に関して必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、部次長の職にある者で、各部の部長が指名する者を委員として組織する。

- 2 委員の定数は9名（各部より1名）とする。
- 3 委員長は、総務部次長をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じ招集し、委員長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、総務部行政管理課において処理するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。